

# 第 197 期 決 算 公 告

山形市七日町三丁目1番2号  
株式会社 **山形銀行**  
取締役頭取 長谷川 吉茂

## 貸借対照表（平成21年3月31日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	31,240	預金	1,680,602
現金	21,438	当座預金	41,268
預け	9,802	普通預金	776,292
コ ー ル ー	7,302	貯蓄預金	37,110
買入金	14,773	通知預金	2,849
商 品 有 価 証 券	504	定期預金	785,171
商 品 国 債	20	定期積金	7,936
商 品 地 方 債	484	その他の預金	29,973
有 価 証 券	566,161	譲渡性預金	49,199
国 債	229,890	外 国 為 替	96
地 方 債	108,252	売渡外国為替	94
社 債	96,595	未払外国為替	2
株 式	27,017	そ の 他 負 債	7,251
そ の 他 の 証 券	104,405	未決済為替借	347
貸 出 金	1,186,843	未払法人税等	53
割 引 手 形	12,600	未払費用	3,062
手 形 貸 付	50,767	前 受 収 益	787
証 書 貸 付	938,621	給付補てん備金	9
当 座 貸 越	184,854	先物取引差金勘定	1
外 国 為 替	718	金融派生商品	1,434
外 国 他 店 預 け	711	リ ー ス 債 務	27
買 入 外 国 為 替	5	そ の 他 の 負 債	1,528
取 立 外 国 為 替	1	退 職 給 付 引 当 金	4,712
そ の 他 資 産	7,040	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	231
未 決 済 為 替 貸	293	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	103
前 払 費 用	5	偶 発 損 失 引 当 金	112
未 収 収 入 益	3,122	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,946
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	1	支 払 承 諾	15,407
金 融 派 生 商 品	165	負 債 の 部 合 計	1,759,663
そ の 他 の 資 産	3,452	(純資産の部)	
有 形 固 定 資 産	14,572	資 本 金	12,008
建 物	3,861	資 本 剰 余 金	4,939
土 地	9,344	資 本 準 備 金	4,932
リ ー ス 資 産	25	そ の 他 資 本 剰 余 金	7
建 設 仮 勘 定	46	利 益 剰 余 金	85,334
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,293	利 益 準 備 金	7,076
無 形 固 定 資 産	763	そ の 他 利 益 剰 余 金	78,258
ソ フ ト ウ ェ ア	544	別 途 積 立 金	83,020
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	219	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 4,761
繰 延 税 金 資 産	14,821	自 己 株 式	△ 760
支 払 承 諾 見 返 金	15,407	株 主 資 本 合 計	101,522
貸 倒 引 当 金	△ 9,137	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 10,237
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 823
		土 地 再 評 価 差 額 金	886
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 10,173
		純 資 産 の 部 合 計	91,348
資 産 の 部 合 計	1,851,012	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,851,012

損益計算書〔平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		43,481
資金運用収益	31,095	
貸出金利	22,640	
有価証券利息配当	7,495	
コールローン利息	526	
買現先利息	86	
買入手形利息	0	
預け金利息	0	
その他の受入利息	346	
役務取引等収益	5,856	
受入為替手数料	1,858	
その他の役務収益	3,998	
その他業務収益	1,612	
外国為替売買益	101	
商品有価証券売買益	29	
国債等債券売却益	1,356	
国債等債券償還益	124	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,916	
株式等売却益	4,245	
その他の経常収益	671	
経常費用		54,550
資金調達費用	5,194	
預金利息	4,102	
譲渡性預金利息	330	
コールマネー利息	19	
借入金利息	10	
金利スワップ支払利息	360	
その他の支払利息	370	
役務取引等費用	1,992	
支払為替手数料	358	
その他の役務費用	1,634	
その他業務費用	17,496	
国債等債券売却損	10,489	
国債等債券償還損	2,211	
国債等債券償却	4,793	
その他の業務費用	2	
営業経常費用	21,987	
その他経常費用	7,879	
貸倒引当金繰入額	3,005	
貸出金償却	0	
株式等売却損	2,797	
株式等償却	1,456	
その他の経常費用	618	
経常特別損失		11,069
固定資産処分益	20	22
償却債権取立	2	
特別損失		165
固定資産処分損	165	
税引前当期純損失		11,211
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等調整額	△5,363	
法人税等合計		△5,323
当期純損失		5,887

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建て資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
  - (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
  - (5) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、預金としての計上を中止し当行の収益に計上したのものについて、将来の払戻に備えて必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は606百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は25百万円、「その他負債」中のリース債務は27百万円増加しております。また、損益に及ぼす影響は軽微であります。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は5,195百万円増加、「繰延税金資産」は2,078百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,117百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 738 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,105百万円、延滞債権額は23,522百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,698百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,326百万円であります。  
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,606百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 89,015百万円  
担保資産に対応する債務  
預 金 4,251百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券60,473百万円を差し入れております。  
また、その他の資産のうち保証金は369百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、507,179百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が497,972百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,145百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 24,241百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,132百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,535百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 535円 37銭

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 関係会社に対する金銭債権総額 13,898百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 6,193百万円
17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当の制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金(又は資本準備金)の計上額はありません。
18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 12.64%(国内基準)

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 249百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 49百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 15百万円  |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 19百万円  |
| 役務取引等に係る費用総額         | 108百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | －百万円   |
| その他の取引に係る費用総額        | 463百万円 |
2. 1株当たり当期純損失金額 34円45銭
3. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0%	役員の兼任 預金取引	貸出金被保証	307,802	—	—
				保証料の支払	58	—	—
				代位弁済金の受取	501	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 山銀保証サービス(株)との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

当行は、特定関係者(銀行の子会社および主要株主等)との間で行われる取引に関し銀行法の定めるルール、いわゆるアー ムズレングスルールを遵守し、同ルールに照らして適法な取引を行っております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
売買目的有価証券	504	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	23,517	24,951	1,434	3,912	2,478
債券	425,733	424,202	△1,530	2,439	3,969
国債	231,042	229,890	△1,152	1,426	2,578
地方債	108,160	108,252	92	519	427
社債	86,530	86,059	△470	492	963
その他	127,669	115,965	△11,703	42	11,745
合計	576,920	565,120	△11,799	6,393	18,193

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、6,250百万円(うち、株式1,456百万円、債券393百万円、その他4,400百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日の時価が取得価額の50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は5,195百万円増加、「繰延税金資産」は2,078百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,117百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	187,022	5,601	12,669

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	10,535
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	738
その他有価証券 非上場株式	1,327
非上場外国証券	0
その他	160

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	27,532	200,813	144,440	61,946
国債	10,017	82,186	79,789	57,896
地方債	7,566	56,489	44,195	—
社債	9,947	62,137	20,455	4,050
その他	11,310	38,184	26,555	22,074
合計	38,842	238,997	170,995	84,021

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,131百万円
退職給付引当金	1,885
有価証券償却	2,173
減価償却費	1,064
税務上の繰越欠損金4,208	
その他有価証券評価差額金	4,719
その他	2,216
繰延税金資産小計	19,398
評価性引当額	△4,577
繰延税金資産合計	14,821
繰延税金負債	
繰延税金負債小計	—
繰延税金資産の純額	14,821百万円



## 連結計算書類の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

山銀リース株式会社  
山銀保証サービス株式会社  
やまぎんディーシーカード株式会社  
やまぎんキャピタル株式会社  
山銀システムサービス株式会社  
山銀ビジネスサービス株式会社  
やまぎんジェーシービーカード株式会社

(2)非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2)持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3)持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4)持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 7社

### 4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### 5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、重要性が乏しいものについて発生年度に全額償却することとしております。

連結貸借対照表(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	31,306	預 金	1,678,989
コールローン及び買入手形	7,302	譲 渡 性 預 金	44,219
買 入 金 銭 債 権	16,101	借 用 金	3,972
商 品 有 価 証 券	504	外 国 為 替	96
有 価 証 券	565,484	そ の 他 負 債	13,143
貸 出 金	1,174,888	退 職 給 付 引 当 金	4,754
外 国 為 替	718	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	246
そ の 他 資 産	27,791	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	103
有 形 固 定 資 産	15,433	偶 発 損 失 引 当 金	112
建 物	4,012	利 息 返 還 損 失 引 当 金	70
土 地	9,481	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,946
建 設 仮 勘 定	46	支 払 承 諾	23,806
その他の有形固定資産	1,893	負 債 の 部 合 計	1,771,462
無 形 固 定 資 産	865		
ソ フ ト ウ ェ ア	628	( 純 資 産 の 部 )	
その他の無形固定資産	236	資 本 金	12,008
繰 延 税 金 資 産	15,657	資 本 剰 余 金	4,941
支 払 承 諾 見 返	23,806	利 益 剰 余 金	85,376
貸 倒 引 当 金	△12,752	自 己 株 式	△760
		株 主 資 本 合 計	101,565
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△10,237
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△823
		土 地 再 評 価 差 額 金	886
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△10,174
		少 数 株 主 持 分	4,256
		純 資 産 の 部 合 計	95,647
資 産 の 部 合 計	1,867,109	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,867,109

連結損益計算書 } (  
 (平成20年4月1日から  
 平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		51,457
資金運用収益	31,149	
貸出金利息	22,646	
有価証券利息配当金	7,496	
コールローン利息及び買入手形利息	526	
買現先利息	86	
預け金利息	1	
その他の受入利息	393	
役務取引等収益	7,580	
その他の業務収益	7,727	
その他の経常収益	4,998	
経常費用		62,239
資金調達費用	5,252	
預金利息	4,100	
譲渡性預金利息	312	
コールマネー利息及び売渡手形利息	19	
借用金利息	84	
その他の支払利息	735	
役務取引等費用	2,091	
その他の業務費用	22,975	
営業経費用	23,356	
その他の経常費用	8,564	
貸倒引当金繰入額	3,036	
その他の経常費用	5,527	
経常損失		10,782
特別利益		92
固定資産処分益	75	
償却債権取立益	17	
特別損失		166
固定資産処分損	166	
税金等調整前当期純損失		10,856
法人税、住民税及び事業税	377	
法人税等調整額	△ 5,531	
法人税等合計		△ 5,153
少数株主損失		267
当期純損失		5,969

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは、当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込み額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

### (8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、預金としての計上を中止し当行の収益に計上したもののについて、将来の払戻に備えて必要と認められる額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。
- (11) 利息返還損失引当金の計上基準  
利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込み額を合理的に見積もり計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準  
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) リース取引の処理方法  
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) 金利リスク・ヘッジ  
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。
- なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。
- また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。
- なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は606百万円（税効果額控除前）であります。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ  
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。
- (15) 消費税等の会計処理  
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (16) 収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

#### (借手側)

これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

#### (貸手側)

これにより従来の方法に比べ、「その他資産」に含まれるリース投資資産が10,648百万円計上され、「有形固定資産」及び「無形固定資産」を合計して同額減少しております。

また、損益に与える影響は軽微であります。

## 追加情報

### (その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は5,195百万円増加、「繰延税金資産」は2,078百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,117百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、4,217百万円、延滞債権額は23,851百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は92百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払い日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,720百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,882百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,606百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 89,305百万円

担保資産に対応する債務

預 金 4,451百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券60,473百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、保証金は371百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、546,811百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が537,604百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- |   |           |
|---|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額   | 24,803百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額  | 2,132百万円  |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は10,535百万円であります。 |           |

- |                |         |
|----------------|---------|
| 12. 1株当たりの純資産額 | 535円62銭 |
|----------------|---------|

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 13. 当行の取締役および監査役との間の取引による金銭債権総額 | 46百万円 |
|---------------------------------|-------|

14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△14,232百万円
年金資産（時価）	7,237
未積立退職給付債務	△6,994
未認識数理計算上の差異	3,903
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△1,662
連結貸借対照表計上額の純額	△4,754
退職給付引当金	△4,754

16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 12.95%（国内基準）

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,797百万円及び株式等償却1,458百万円を含んでおります。
- 1株当たり当期純損失金額 34円93銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、商品有価証券及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	504	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	23,567	24,995	1,427	3,913	2,486
債券	425,733	424,002	△1,530	2,439	3,969
国債	231,042	229,890	△1,152	1,426	2,578
地方債	108,160	108,252	92	519	427
社債	86,530	86,059	△470	492	963
その他	127,669	115,965	△11,703	42	11,745
合計	576,970	565,163	△11,807	6,394	18,202

注1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は6,252百万円（うち株式1,458百万円、債券393百万円、その他4,400百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当連結会計年度末日の時価が取得価額の50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は5,195百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティーが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	187,029	5,601	12,669



6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	10,535
その他有価証券 非上場株式	1,345
非上場外国証券	0
その他	160

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	27,532	200,813	144,440	61,946
国債	10,017	82,186	79,789	57,896
地方債	7,566	56,489	44,195	—
社債	9,947	62,137	20,455	4,050
その他	11,310	38,184	26,555	22,074
合計	38,842	238,997	170,995	84,021